

厚生労働省奈良労働局発表
奈良県発表
平成27年4月20日(月)

厚生労働省
奈良労働局職業安定部職業安定課
課長 内海敬三
電話 0742-32-0208
奈良県
産業・雇用振興部雇用労政課
課長 元田清士
電話 0742-27-8812

「平成27年度 奈良県雇用施策実施方針」を決定

～奈良県との雇用対策協定に基づき施策を展開～
＜奈良県雇用対策協定平成27年度事業計画を策定＞

奈良県雇用施策実施方針は、雇用対策法に基づき、労働局及び公共職業安定所における雇用施策と奈良県の雇用施策が、密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、奈良労働局長が奈良県知事の意見を聞いて当該年度の方針を定めるものです。

奈良労働局と奈良県が締結している「奈良県雇用対策協定」は、奈良県の講ずる雇用施策や福祉・教育及び産業振興等と奈良労働局の雇用施策との密接な連携を実現するものであることから、同協定に基づく事業計画を当該方針といたしました。今後、奈良労働局と奈良県との協力のもとに取組を進めてまいります。

同計画は、先に奈良県との協議会により決定されておりましたが、先般国の予算が成立したことから、平成27年度奈良県雇用施策実施方針として公表いたします。

本年度の雇用対策協定事業計画は、

- (1) 若者の就労支援（マッチング強化と定着促進）
- (2) 女性及びひとり親の就業支援
- (3) 中南和地域における就業支援
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 働き方改革の推進
- (6) 障害者雇用の支援
- (7) 高齢者の就職支援
- (8) 矯正施設出所者等・生活保護受給者等生活困窮者への就労支援
- (9) 奈良県の産業政策にハローワークが協力
- (10) その他
 - ア 経済4団体に対する要請
 - イ 企業内の人権啓発推進
 - ウ 公正採用の取組
 - エ 県外からのUIJターン就職の促進

※詳細については、別添「平成27年度奈良県雇用施策実施方針」の計画において取り組む内容のとおり。

県内の雇用情勢は一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直している状況にあります。奈良県と奈良労働局は緊密な連携の下、地域の実情に応じた雇用対策を講じ、本県の雇用情勢の改善に全力を挙げて取り組んでいきます。